

資料編

1. アンケート調査票

経営・事業活動と知的財産活動に関するアンケート調査票

※知的財産の管理を担当する責任者の方
がご回答ください。

平成30年9月 特許庁

業務受託：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

ご回答は9月28日（金）までにお願いいたします。

問合せ・連絡先 TEL 052-307-1103 担当：長尾・平川・河合・萩原

※「知的財産活動」とは、本アンケートでは知的財産制度を利用して知的財産を取り扱う活動と定義します。具体的には産業財産権の出願から権利化までの手続き、知的財産権のライセンスや侵害対応、ノウハウなどの情報管理といった、企業の知的財産関連の担当者を中心に行われる業務をイメージください。

I 知的財産について

Q1 貴社が保有している知的財産（＝「知財」）※について、あてはまるもの全てを選択下さい。

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 技術的なアイデア（特許権・実用新案権を含む） | 4. ロゴ、商品やサービスの名称（商標権を含む） |
| 2. 製造ノウハウ | 5. 著作物・コンテンツ |
| 3. デザイン（意匠権を含む） | 6. その他（ ） |

※この「知的財産」とは、(1) 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物のように人の創造的活動により生み出されるもの、
(2) 商標のように事業活動において、自己の商品または役務を表示するために用いられるもの、(3) 営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報などを指します。

Q2 知的財産の出願と保有権利について

①出願（直近10年間）の有無

	国内出願		外国出願	
a) 特許	1. 出願した	2. 出願したことがない	1. 出願した	2. 出願したことがない
b) 実用新案	1. 出願した	2. 出願したことがない	1. 出願した	2. 出願したことがない
c) 意匠	1. 出願した	2. 出願したことがない	1. 出願した	2. 出願したことがない
d) 商標	1. 出願した	2. 出願したことがない	1. 出願した	2. 出願したことがない

②保有（現在）の有無

	国内		外国	
a) 特許権	1. 保有している	2. 保有していない	1. 保有している	2. 保有していない
b) 実用新案権	1. 保有している	2. 保有していない	1. 保有している	2. 保有していない
c) 意匠権	1. 保有している	2. 保有していない	1. 保有している	2. 保有していない
d) 商標権	1. 保有している	2. 保有していない	1. 保有している	2. 保有していない

Q3 特許出願の先行技術調査について

①先行技術調査を実施しますか。（1つだけ）

- | | | |
|-----------|--------------------|-------------------|
| 1. 必ず実施する | 2. 実施する場合としない場合がある | 3. 実施しない → Q3⑤へ進む |
|-----------|--------------------|-------------------|

②いつ実施しますか（いくつでも）

- | | | |
|--------|---------------|-----------|
| 1. 出願前 | 2. 出願後から審査請求前 | 3. その他（ ） |
|--------|---------------|-----------|

③どのように実施しますか（いくつでも）

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| 1. 自社で独自に実施 | 3. 弁理士事務所・法律事務所以外の専門機関に依頼・実施 |
| 2. 弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施 | |

(②)にて「1. 出願前」を選択した方だけにお伺いします)

④先行技術調査の結果、類似する先行技術が確認された場合、どのように対応されますか（いくつでも）

1. 発明が解決しようとする課題に対し、先行技術とは異なる解決手段、実施例等に修正して出願する
2. 出願を断念し、当該先行技術を有する企業等からライセンス供与を受ける
3. 出願を断念するとともに、当該発明にかかる製品化・事業化も断念する

(①)にて「3. 実施しない」を選択した方だけにお伺いします)

⑤先行技術調査を実施しない理由は何故ですか（いくつでも）

1. 費用がかかるから
2. 調査に時間がかかるから
3. やり方がわからないから
4. 先行技術調査自体を知らないから
5. その他（ ）

⑥貴社は特許出願したものの、審査請求を行わなかった経験がありますか。理由としてあてはまるものを選んでください。（いくつでも）

1. 先行技術調査の結果、権利化が難しいから
2. 費用がかかるから
3. 事業戦略に変更が生じたから
4. 他者をけん制することが目的であったから
5. その他（ ）
6. 経験がない

Q 4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について

①意匠出願の先行登録調査を実施しますか。（1つだけ）

- | | | | |
|-----------|--------------------|----------|------------|
| 1. 必ず実施する | 2. 実施する場合としない場合がある | 3. 実施しない | 4. 出願していない |
|-----------|--------------------|----------|------------|

②商標出願の先行登録調査を実施しますか（1つだけ）

- | | | | |
|-----------|--------------------|----------|------------|
| 1. 必ず実施する | 2. 実施する場合としない場合がある | 3. 実施しない | 4. 出願していない |
|-----------|--------------------|----------|------------|

（①②のいずれかにて「1. 必ず実施する」または「2. 実施する場合としない場合がある」を選択した方だけにお伺いします）

③意匠出願、商標出願の先行登録調査をどのように実施しますか（いくつでも）

1. 自社で独自に実施
2. 弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施
3. 弁理士事務所・法律事務所以外の専門機関に依頼・実施

（①②のいずれかにて「3. 実施しない」を選択した方だけにお伺いします）

④先行登録調査を実施しない理由は何故ですか（いくつでも）

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 費用がかかるから | 4. 先行登録調査自体を知らないから |
| 2. 調査に時間がかかるから | 5. その他（ ） |
| 3. やり方がわからないから | |

Q 5 外国出願について

①貴社の海外事業について、あてはまるもの全てを選択ください。（いくつでも）

1. 海外販売する・している自社独自製品がある
2. 海外生産する・している自社独自製品がある
3. 海外販売する・している自社独自のサービスがある
4. その他（ ）
5. いずれもない → Q 6へ進む

②貴社の海外事業に関する知的財産権の外国出願について、あてはまるものを選んでください。

a)特許（1つだけ）

1. 必要な特許は必ず出願する
2. 必要であっても出願できないことがある
3. 出願しない

b)意匠（1つだけ）

1. 必要な意匠は必ず出願する
2. 必要であっても出願できないことがある
3. 出願しない

c)商標（1つだけ）

1. 必要な商標は必ず出願する
2. 必要であっても出願できないことがある
3. 出願しない

(②a) ~c) にて「2. 必要であっても出願できないことがある」を選択した方だけにお伺いします)

③外国出願をできない理由は何故ですか（いくつでも）

1. 費用がかかりすぎるから
2. 出願手続きに時間がかかりすぎるから
3. やり方がわからないから
4. その他（ ）

Q 6 貴社が知的財産権を保有する目的は何ですか。a)特許～d)商標についてそれぞれあてはまるものの番号に○をつけてください。（いくつでも）

知的財産権を保有する目的	回答欄			
	a)特許	b)実用新案	c)意匠	d)商標
1. 価格設定を有利に進めるため	1	1	1	1
2. 他社の参入を防ぎ、市場を確保するため	2	2	2	2
3. 模倣品や類似品を排除するため	3	3	3	3
4. 技術力の証明など信用力を向上させるため	4	4	4	4
5. 新規顧客の開拓につなげるため	5	5	5	5
6. 知名度向上など対外的にアピールするため	6	6	6	6
7. 技術や商品などのブランド力を高めるため	7	7	7	7
8. 融資や資金供給など資金調達を容易にするため	8	8	8	8
9. 他社との提携など事業の幅を広げるため	9	9	9	9
10. ライセンス収入の確保やクロスライセンスのため	10	10	10	10
11. その他（ ）	11	11	11	11
12. 知的財産権を保有しない	12	12	12	12

Q7 知的財産権を保有する効果について

①Q6の目的を達成できていると思われますか。a)特許～d)商標についてそれぞれ達成できているものの番号に○をつけてください。(いくつでも)

知的財産権を保有する目的の達成	回答欄			
	a)特許	b)実用新案	c)意匠	d)商標
1. 価格設定を有利に進める	1	1	1	1
2. 他社の参入を防ぎ、市場を確保する	2	2	2	2
3. 模倣品や類似品を排除する	3	3	3	3
4. 技術力の証明など信用力を向上させる	4	4	4	4
5. 新規顧客の開拓につなげる	5	5	5	5
6. 知名度向上など対外的にアピールする	6	6	6	6
7. 技術や商品などのブランド力を高める	7	7	7	7
8. 融資や資金供給など資金調達を容易にする	8	8	8	8
9. 他社との提携など事業の幅を広げる	9	9	9	9
10. ライセンス収入の確保やクロスライセンスをする	10	10	10	10
11. その他()	11	11	11	11
12. 特にない(理由:)	12	12	12	12

(上記①で「8. 融資や資金供給など資金調達を容易にする」に回答した方だけにお伺いします)

②具体的にはどのような効果がありましたか。該当するものを全て選んで下さい。(いくつでも)

1. 金融機関の評価が上がり、通常の融資を受けられた
2. 金融機関の評価が上がり、通常の融資より優遇された(融資枠の拡大、利率等)
3. 知的財産担保融資を受けられた
4. ベンチャーキャピタルなどからの投資が受けられた
5. 大企業、商社からの資金供給が受けられた
6. その他()

Q8 営業秘密※について

①貴社では特許出願と営業秘密保護についてどのようなお考えをお持ちですか。(1つだけ)

1. 特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している → Q8②へ
2. 権利化できそうなものは営業秘密で保護するのではなく、積極的に特許出願している → Q8③へ
3. その他() → Q8③へ

※この「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないものを指します。

(上記①で「1. 特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している」と回答した方だけにお問い合わせします)

②その理由としてあてはまるもの全てを選んでください。 (いくつでも)

- 1. 取引先との関係で特許出願しづらいため
- 2. 特許出願は出願内容が公開され、模倣や技術流出につながる恐れがあるため
- 3. 特許は20年で効力を失うため
- 4. 特許は事業に馴染まないため
- 5. 特許は出願費用や審査請求費用がかかり、コスト不安が大きいため
- 6. 特許出願を行うためのノウハウが不足しているため
- 7. 自社の特許が他社に侵害されたとしても、発見したり、訴訟することが困難なため
- 8. その他 ()

③貴社の営業秘密の管理について、あてはまるもの全てを選んでください。 (いくつでも)

- 1. 何が営業秘密であるかを特定している
- 2. 営業秘密情報に関する書類は特定のスタッフのみが閲覧できる状態に制限されている
- 3. 営業秘密情報に関する電子データは特定のスタッフのみがアクセスできる状態に制限されている
- 4. 「マル秘」「機密」「対外秘」など秘密情報であることがわかるように記載している
- 5. 取引先と営業秘密情報をとりかわす時には秘密保持契約または覚え書きを締結している
- 6. 秘密情報の情報漏えい対策などを定めた情報管理規程を作成して、運用している
- 7. 秘密情報の管理について社内体制を構築している
- 8. 特に管理は行っていない
- 9. 営業秘密は保有していない →Q 9へ

④貴社は先使用権や不正競争防止法による保護を受けるために、営業秘密の保有を証明する手段として貴社が利用しているものを全て選んでください。 (いくつでも)

- 1. 公証人役場で公正証書や確定日付を取得している →Q 8⑥へ
- 2. 電子公証制度を利用している →Q 8⑥へ
- 3. 民間のタイムスタンプや電子署名のサービスを利用している →Q 8⑥へ
- 4. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない →Q 8⑤へ
- 5. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知らない →Q 8⑥へ

(上記④で「4. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない」に回答した方だけにお問い合わせします)

⑤何も行っていない理由は何ですか。該当するものを全て選んで下さい。 (いくつでも)

- 1. 手続が面倒であるため
- 2. コストがかかりすぎるため
- 3. 民間のタイムスタンプや電子署名のサービスでは、証明力に不安があるため
- 4. どのような証明方法があるか知らなかつたため
- 5. 保護すべき営業秘密（ノウハウ）がないため
- 6. その他 ()

⑥貴社は営業秘密に関する事件の経験をお持ちですか。 (いくつでも)

- 1. 自社の営業秘密が流出したことがある
- 2. 他社から営業秘密の侵害を指摘されたことがある
- 3. いずれもない

Q9 技術移転について

①他者から技術移転を受けたことがありますか。（1つだけ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 受けたことがある | 2. 受けたことがない |
|-------------|-------------|

②技術移転を受けることに関心はありますか。（1つだけ）

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 関心がある | 2. 関心がない →Q10へ |
|----------|----------------|

③どこからの技術移転に関心をお持ちですか。（いくつでも）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 国内の大学 | 6. 海外の大学や試験研究機関 |
| 2. 国や公設の試験研究機関 | 7. 海外の企業 |
| 3. 国内の中堅企業・大企業 | 8. 海外の研究開発型のベンチャー企業 |
| 4. 国内の中小企業 | 9. その他（ ） |
| 5. 国内の研究開発型のベンチャー企業 | |

④技術移転を受ける目的は何ですか。（いくつでも）

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 新技術・新商品・新サービスの開発 | |
| 2. 既存の技術・商品・サービスの改良・改善 | |
| 3. 異業種や新分野など、新規事業への参入 | |
| 4. その他（ ） | |

⑤技術移転を受けるにあたってどのような課題がありますか。（いくつでも）

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 特許・技術取引に係る情報が不足している | |
| 2. 有望な技術の発掘方法がわからない | |
| 3. 自社ビジネスに適用するための人材やノウハウが不足している | |
| 4. 契約等にかかる知識や経験が不足している | |
| 5. ライセンス料が高い | |
| 6. 活用したいと思える特許が少ない | |
| 7. 設備投資のための事業資金がない | |
| 8. 技術移転の交渉、契約を支援する外部の専門機関がわからない | |
| 9. その他（ ） | |
| 10. 特に課題はない | |

Q10 ライセンスの供与について

①貴社の技術を他社にライセンスすることに関心はありますか。（1つだけ）

- | | |
|----------|----------|
| 1. 関心がある | 2. 関心がない |
|----------|----------|

②貴社の技術を他社にライセンスしたことはありますか。（1つだけ）

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1. ライセンスしたことある | 2. ライセンスしたことない →Q11へ |
|----------------|----------------------|

(以下③～⑤はライセンスしたことがある方だけにお伺いします)

③ライセンス先はどちらですか。 (いくつでも)

- 1. 国内の中堅企業・大企業
- 2. 国内の中小企業
- 3. 海外の企業
- 4. その他 ()

④どのような場合にライセンスしましたか。 (いくつでも)

- 1. 自社技術を他社の製品に導入する場合
- 2. 自社のブランド（商標）やキャラクターを他社が製品に使用する場合
- 3. 他社からの依頼で自社の未利用特許や商標の使用を許可する場合
- 4. 他社が自社の特許や商標を侵害していることが明らかな場合
- 5. お互いが保有する特許を相互に利用できるようにクロスライセンスする場合
- 6. 自社が利用していない特許のライセンスを供与して有効活用する場合
- 7. その他 ()

Q 11 模倣被害について

①これまでに貴社商品・サービスに対し模倣被害を受けたことがありますか。 (1つだけ)

- 1. 模倣被害を受けた → Q 11②へ
- 2. 模倣被害を受けていない → Q 12へ
- 3. 不明（わからない、把握していない） → Q 12へ

②上記①の模倣被害を受けた知的財産権はどれですか。 (いくつでも)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 特許権（国内） | 6. 意匠権（海外） |
| 2. 特許権（海外） | 7. 商標権（国内） |
| 3. 実用新案権（国内） | 8. 商標権（海外） |
| 4. 実用新案権（海外） | 9. その他（国内） () |
| 5. 意匠権（国内） | 10. その他（海外） () |

③貴社が受けた模倣被害の内容はどのようなものですか。 (いくつでも)

- 1. デッドコピー（商品のデザイン・パッケージなどの形態をそのまま模倣したもの）
- 2. デザイン模倣（商品のデザイン等の一部を模倣したもの）
- 3. ブランド偽装（ブランドロゴ等の商標を全く同じ形で盗用したもの、一文字違い等、紛らわしい商標を使用したもの）
- 4. 真正品の代替（パーツ等）（半製品や付属品等模倣品を格安で販売し、購入者は偽装品であることを知りながら購入しているもの）
- 5. 技術模倣（貴社の製品技術や製品機能を貴社の許諾なしに模倣し、自社商品に取り込んでいるもの）
- 6. 海賊版（違法にコピーされたCD・DVD・書籍等のパッケージ形態又は違法アップロード等ノンパッケージ形態による著作権・著作隣接権を侵害するもの）
- 7. 冒認出願（権利を利さない第三者が商標・特許等を出願するもの）
- 8. ドメイン名の盗用（会社名・サービス名等と類似するドメインを取得して、商品・サービスを提供するもの）
- 9. その他（具体的に：)

④貴社は模倣被害に対してどのような対応をとりましたか。（いくつでも）

- 1. 相手先に警告状を発送して、模倣品の回収や損害金の請求を行った →Q 12へ
- 2. 裁判所に権利侵害等の訴訟を請求して、製品販売の差し止めや損害賠償金の請求を行った →Q 12へ
- 3. 海外からの輸入品だったので、税関で輸入の差し止めを行った（国内の場合） →Q 12へ
- 4. 行政機関による取締りにより、侵害行為の差し止め・模倣品の廃棄等を行った（海外の場合） →Q 12へ
- 5. その他（ ） →Q 12へ
- 6. 何も対応しなかった →Q 11⑤へ

(上記④で「6. 何も対応しなかった」方だけにお伺いします)

⑤何も対応しなかったのはなぜですか。（いくつでも）

- 1. 相手が得意先などの利害関係者であったため
- 2. 自社が事業を開拓している地域における被害ではなかったため
- 3. 対応を取ることが出来る者がいなかった
- 4. コストがかかるため
- 5. 対応方法について相談する先がなかった
- 6. その他（ ）

Q 12 他社の知的財産権の侵害について

①他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまった経験はありますか。（1つだけ）

- 1. 国内で他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことがある
- 2. 海外で他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことがある
- 3. 国内・海外の両方で他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことがある
- 4. 事業化・製品化等の前に先行技術調査や先行登録調査を実施しているため、他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことはない →Q 13へ
- 5. 事業化・製品化等の前に先行技術調査や先行登録調査を実施していないが、他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことはない →Q 13へ

②上記①で抵触（侵害）してしまった知的財産権はどれですか。（いくつでも）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 特許権（国内） | 6. 意匠権（海外） |
| 2. 特許権（海外） | 7. 商標権（国内） |
| 3. 実用新案権（国内） | 8. 商標権（海外） |
| 4. 実用新案権（海外） | 9. その他（国内）（ ） |
| 5. 意匠権（国内） | 10. その他（海外）（ ） |

③他社は貴社の権利侵害被害に対してどのような対応をとりましたか。（いくつでも）

- 1. 貴社に対し警告状が発送され、製品の回収や解決金（損害金、実施料）の請求が行われた
- 2. 裁判所に権利侵害等の訴訟が提起され、販売の差し止めや損害賠償金の請求が行われた
- 3. その他（ ）

Q 1 3 貴社の知的財産活動全般について

①企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものはどれですか。 (1つだけ)

1. 企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している →Q 1 3②へ
2. 企業経営において知的財産活動を意識して実践している →Q 1 3②へ
3. 企業経営において知的財産活動を意識はしているが、実践していない →Q 1 3③へ
4. 企業経営において、特に知的財産活動を意識していない →Q 1 3③へ
5. わからない →Q 1 3③へ

(上記①で1~2に○をつけた方だけにお伺いします)

②貴社が具体的に実践していることはどのようなことですか。 (いくつでも)

1. 事業計画の中に、特許等の知的財産の出願・登録や、知的財産を活用した事業の実施計画、あるいは他社へのライセンス計画などが含まれている
2. 特許等の出願件数目標を定めている
3. 繼続的に知的財産活動を行うための費用を予算化している
4. 知的財産に関する担当者を置いている
5. その他 ()

③貴社が知的財産活動に取り組むにあたり課題となっていることはどのようなことですか。 (いくつでも)

1. 知的財産の効果に対する認識が低い
2. 知的財産にかかる情報・知識が不足
3. 知的財産を管理する人材が不足
4. 出願等の知的財産活動に費やす資金が不足
5. 弁護士や弁理士など相談できる専門家の不足
6. 知的財産にさける時間が不足（例：技術者等が多忙のため）
7. 職務発明に対する報奨制度などの知的財産に関する規程・契約書の整備が不足
8. 知的財産の戦略的な権利化（周辺特許を押さえる等）ができていない
9. 権利侵害への対策が不十分
10. その他 ()
11. 特に課題はない

Q 1 4 社内体制について

①貴社の知財担当者数は何人ですか。

a) 専任担当者	人	b) 兼任担当者	人
----------	---	----------	---

②知的財産活動を推進する責任者がいらっしゃいますか。

1. 経営層に知的財産活動を推進する責任者がいる
2. 経営層以外に知的財産活動を推進する責任者がいる
3. いない

③知財に関する相談を弁理士にしていらっしゃいますか？

1. する	2. しない
-------	--------

④知財（知財活動を含む）に関して弁理士以外に、どなたに相談することがありますか。（いくつでも）

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 弁護士（法律事務所） | 6. 他の公的機関（中小企業支援センター等） |
| 2. 税理士 | 7. 金融機関 |
| 3. 中小企業診断士 | 8. 商工会・商工会議所 |
| 4. 民間コンサルタント | 9. その他（ ） |
| 5. 知財総合支援窓口 | 10. なし |

Q 15 金融機関における知財評価の動きについて

①取引先の金融機関との間で、貴社の知的財産権が話題となることがありますか。（1つだけ）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

②取引先の金融機関から、貴社の知的財産権に着目した融資や事業のアドバイスを受けたことがありますか。（いくつでも）

- | |
|-----------------------------|
| 1. 知的財産権に着目した融資を受けたことがある |
| 2. 知的財産権に着目したアドバイスを受けたことがある |
| 3. いずれもない |

③取引先の金融機関が、貴社に対する融資などを検討する場合、貴社の有する知的財産権にも着目して貴社の事業を評価してほしいと思いますか。（1つだけ）

- | | |
|-------|---------|
| 1. 思う | 2. 思わない |
|-------|---------|

Q 16 知財に対する意識、仕組みについて

①貴社の経営者層と従業員（経営者層以外の社員）は知的財産に対する意識が高いですか。（1つだけ）

a) 経営者層

- | | | |
|-------|-------------------|-------|
| 1. 高い | 2. 意識はあるが高いとはいえない | 3. 低い |
|-------|-------------------|-------|

b) 従業員

- | | | |
|-------|-------------------|-------|
| 1. 高い | 2. 意識はあるが高いとはいえない | 3. 低い |
|-------|-------------------|-------|

②知的財産に関わる人材育成は、どのように実施していますか。（いくつでも）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 社内での実務トレーニング | 4. 特に取り組みを行っていない |
| 2. 公的機関での講習やトレーニング | 5. その他（ ） |
| 3. 民間機関での講習やトレーニング | |

③知的財産活動の経営戦略への位置づけについて（いくつでも）

- | |
|-----------------------------|
| 1. 知的財産活動の目的を明確かつ具体的にしている |
| 2. 知的財産活動の目的は経営課題に沿っている |
| 3. 知的財産活動の目的が社内外の関係者に浸透している |
| 4. 知的財産活動の目的が明確になっていない |

④貴社では知財の仕組みづくりについてどのようなことに取り組まれていますか（いくつでも）

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 出願数等の数値目標を設定している | 6. 知的財産管理規程を整備している |
| 2. 知的財産の創出に対する表彰制度がある | 7. 職務発明規程を整備している |
| 3. 知的財産の創出に対する報奨制度がある | 8. 営業秘密やノウハウの管理規程を整備している |
| 4. 発明提案書等の書式の整備がある | 9. 就業規則に競合避止義務を明記している |
| 5. 事業戦略に沿った知財戦略を策定している | 10. ライセンス活動による収支目標を設定している |
| | 11. その他（ ） |

II 貴社の事業について

Q 17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率

①売上高	1. 平均 10%以上増加 2. 平均 10%未満の増加 3. 横ばい	4. 平均 10%未満の減少 5. 平均 10%以上の減少
②経常利益	1. 3期連続して黒字 2. 3期連続して赤字 3. その他	
③経常利益率	1. 改善傾向 2. 変わらない 3. 悪化傾向	

Q 18 貴社の商品・サービスなどの主要な販売先として、①現在、②今後（3年程度を目安としてください）について、それぞれ販売金額が最も多い地域を選んでください。（1つずつ）

① 現在の販売先	1. 同一都道府県内 2. 全国 3. 海外
② 今後の販売先	1. 同一都道府県内 2. 全国 3. 海外

Q 19 （製造業の方にお伺いします）

①貴社の生産活動はどのようなものですか。（最も売上高が大きいもの1つだけ）

- | |
|--|
| 1. 完成品・最終製品をつくっている
2. 部品・半製品（各種加工・処理工程の請負を含む）をつくっている
3. 素材・原材料をつくっている
4. 企画・研究開発中心で、生産は外部委託している |
|--|

②貴社は下請けとして受注するものがありますか。（1つだけ）

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. ある | 2. ない → Q 19 ④へ |
|-------|-----------------|

（下請け受注がある方だけにお伺いします）

③売上に占める下請受注比率はどの程度ですか。（1つだけ）

- | |
|--|
| 1. 80%以上
2. 50%以上 80%未満
3. 20%以上 50%未満
4. 20%未満 |
|--|

④貴社は自社で企画・開発した製品がありますか。（1つだけ）

- | |
|----------------|
| 1. ある
2. ない |
|----------------|

Q 2 0 (非製造業の方にお伺いします)

貴社は自社で企画・開発したサービスや商品を販売していますか。 (1つだけ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 販売している | 2. 販売していない |
|-----------|------------|

Q 2 1 貴社が知的財産権を用いている製品・サービスの平均的なライフサイクル（期間）はどの程度ですか。

①～④の各知的財産権毎にお答えください。

①特許	年	②実用新案	年	③意匠	年	④商標	年
-----	---	-------	---	-----	---	-----	---

Q 2 2 新規事業などの取組について

①過去 10 年以内に新規事業を展開しましたか。 (1つだけ)

- | | |
|-------|---------------------|
| 1. した | 2. していない → Q 2 2 ③へ |
|-------|---------------------|

②その新規事業では新商品の販売や新分野への進出を行いましたか。 (いくつでも)

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 1. 新商品を販売した | 2. 新分野に進出した | 3. 両方とも行っていない |
|-------------|-------------|---------------|

③過去 10 年以内に貴社の収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」は生まれましたか。 (1つだけ)

- | | |
|---------|----------------------|
| 1. 生まれた | 2. 生まれていない → Q 2 3 へ |
|---------|----------------------|

④その「新技術やヒット商品・サービス」は既存の技術や商品・サービスの改良・改善によるもの、全くの新規開発によるもの、どちらが多いですか。 (1つだけ)

- | | | |
|------------------|-------------|--------------|
| 1. 改良・改善によるものが多い | 2. 全くの新規が多い | 3. どちらともいえない |
|------------------|-------------|--------------|

⑤その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得しましたか。 (いくつでも)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 特許出願している | 6. 意匠権を登録した |
| 2. 特許権を登録した | 7. 商標出願している |
| 3. 実用新案出願している | 8. 商標権を登録した |
| 4. 実用新案権を登録した | 9. 何も取得しなかった |
| 5. 意匠出願している | 10. その他 () |

⑥その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得したことは事業を進めるうえでどのような効果がありましたか。 (いくつでも)

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 価格設定に有利に働いた | () |
| 2. 市場を確保することができた | () |
| 3. 模倣品や類似品の排除が可能となった | () |
| 4. 技術力の証明など信用力を得ることができた | () |
| 5. 新規顧客の開拓につながった | () |
| 6. 対外的にアピール効果が得られた | () |
| 7. 新技術やヒット商品・サービスなどのブランド力を高めることにつながった | () |
| 8. 資金調達が容易になった | () |
| 9. 他社との提携など事業の幅が広がった | () |
| 10. ライセンス収入やクロスライセンスにつながった | () |
| 11. その他 () | () |
| 12. 特に効果はない (理由 :) | () |

Q 2 3 貴社の概要

① 従業員数、資本金、設立年

a) 従業員数	人	b) 資本金	百万円	c) 設立年	西暦	年
---------	---	--------	-----	--------	----	---

② 大企業との資本関係（1つだけ）

1. 単独の大企業が発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している
2. 複数の大企業が合計で、発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している
3. 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している
4. 上記1～3には該当しない
5. その他（ ）

③ 業種（1つだけ）

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| <製造業> | 12. 電気機械器具製造業 |
| 1. 食品製造業 | 13. 情報通信機械器具製造業 |
| 2. 繊維・パルプ・紙製造業 | 14. 輸送用機械製造業 |
| 3. 医薬品製造業 | 15. その他製造業（ ） |
| 4. 化学工業 | <非製造業> |
| 5. 石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業 | 16. 建設業 |
| 6. 鉄鋼・非鉄金属製造業 | 17. 情報通信業 |
| 7. 金属製品製造業 | 18. 卸売・小売等 |
| 8. はん用機械器具製造業 | 19. サービス業 |
| 9. 生産用機械器具製造業 | 20. 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 10. 業務用機械器具製造業 | 21. その他（ ） |
| 11. 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | |

④ 業績（2017年度）

a) 売上高	百万円	b) 経常利益	百万円	c) 研究開発費	百万円
--------	-----	---------	-----	----------	-----

⑤ 都道府県（本社所在地）

1. 北海道	13. 東京都	25. 滋賀県	37. 香川県
2. 青森県	14. 神奈川県	26. 京都府	38. 愛媛県
3. 岩手県	15. 新潟県	27. 大阪府	39. 高知県
4. 宮城県	16. 富山県	28. 兵庫県	40. 福岡県
5. 秋田県	17. 石川県	29. 奈良県	41. 佐賀県
6. 山形県	18. 福井県	30. 和歌山県	42. 長崎県
7. 福島県	19. 山梨県	31. 鳥取県	43. 熊本県
8. 茨城県	20. 長野県	32. 島根県	44. 大分県
9. 栃木県	21. 岐阜県	33. 岡山県	45. 宮崎県
10. 群馬県	22. 静岡県	34. 広島県	46. 鹿児島県
11. 埼玉県	23. 愛知県	35. 山口県	47. 沖縄県
12. 千葉県	24. 三重県	36. 徳島県	

経営・事業活動と知的財産活動に関する質問は以上で終了です。

本アンケート調査の結果は平成31年4月頃に特許庁のウェブサイトにて報告書を掲載する予定です
るので、ご覧いただき、貴社の知財活動の参考資料として活用いただけると幸いです。

【ご連絡先】 お手数ですが以下についてもご記入をお願いします。

貴社名		記入者役職	
記入者部署		(フリガナ) 記入者氏名	()
所在地	〒		
電話	()	—	
e-mail			
法人番号※			

※法人番号は、国税庁のサイトから検索できます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



注) 国税庁法人番号公表サイトのセキュリティ強化に伴い、利用環境によっては
警告が表示されることがあります。その場合は法人番号は無記入で結構です。

ご回答ありがとうございました。

記入いただきましたアンケート調査票は、9月28日までに以下の委託先までお送りください。

委託先 :

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 研究開発部

担当 : 長尾、平川、河合、萩原

【郵送】 同封の返信用封筒（切手不要）にて返送ください。

【FAX】 052-307-1126（調査票は両面印刷となっていますので送信する際はご注意ください。）

【e-mail】 jposmes@murc.jp

特許庁の支援施策に関するお願い

特許庁は企業の知的財産活動を支援するための施策充実を図っておりますが、新たな支援施策を企画、立案するため、皆様の支援施策に対するニーズ、要望等の把握に努めています。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、次ページ以降の公的支援施策に対する質問につきましてもご回答いただければ幸いです。

なお、Q28で知的財産や特許庁支援施策に関する相談をご希望された方には、後日、お近くの知財総合支援窓口からご連絡をさせていただきます。（無料）

ご連絡は14ページの【ご連絡先】に記入いただいた方に連絡いたしますので、必ず記入者氏名とお電話番号をご記入ください。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

公的支援に対するご要望について

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援（特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援）を受けたいものはありませんか。

①アイデアなどの権利化（いくつでも）

1. 出願手続きなどの対応について相談したい
2. 審査請求料や特許料を軽減・免除してほしい
3. 知財の基礎知識（制度概要・支援策など）を学びたい
4. 競合他社の保有特許技術などの情報検索の方法を知りたい
5. その他（
）
6. 特にない

②知財の活用（いくつでも）

1. 弁理士・弁護士・中小企業診断士によるビジネス戦略の支援を受けたい
2. 商品のデザインやパッケージなどデザイン戦略の支援を受けたい
3. 自社ブランドの育成について支援を受けたい
4. 効果的な研究開発戦略の参考になる特許マップの作成支援を受けたい
5. 金融機関から融資を受けるために、自社の技術力や知財の評価を受けたい
6. 他社の知財活用の成功事例を知りたい
7. 模倣品の対策をしたい
8. 技術移転・ライセンス契約をしたい
9. 企業・研究機関・大学等との共同研究をしたい
10. その他（
）
11. 特にない

③海外展開（いくつでも）

1. 海外展開の専門家からアドバイスを受けたい
2. 外国出願費用の補助を受けたい
3. 海外での模倣品被害調査や行政摘発の補助を受けたい
4. 海外での係争費用の補助や費用保障を受けたい
5. 海外企業との契約書の作成の相談をしたい
6. 外国における知財制度が知りたい
7. その他（
）
8. 特にない

④社内の体制整備（いくつでも）

1. 社員の知財レベルの向上のため、企業内セミナーの講師を派遣してほしい
2. 営業秘密・ノウハウの管理・活用方法を知りたい
3. 職務発明規程に関する整備や運用について知りたい
4. その他（
）
5. 特にない

⑤その他（いくつでも）

1. 販路開拓について支援を受けたい
2. 商品開発について支援を受けたい
3. 新規事業創出について支援を受けたい
4. 事業承継について支援を受けたい
5. その他（
）
6. 特にない

Q25 特許庁の支援施策について

以下1~17の施策について、それぞれ①認知度をお答えください。

また利用経験が有る施策については、②満足度をお答えください。（利用経験が無い場合は回答不要）

※認知度の回答は「1：知らない、2：知っているが利用したことではない、3：利用したことがある」から、

満足度の回答は「1：不満、2：やや不満、3：概ね満足、4：満足」から、選んで下さい。

施 策 No	施策名	①認知度			②満足度			
		1 知 ら な い	2 知 つ て い る が	3 利 用 し た こ と は な い	1 不 満	2 や や 不 満	3 概 ね 満 足	4 満 足
1	知財のミカタ～巡回特許庁～ 出張面接・知財制度の普及啓発等のセミナーを全国各地で行うイベント	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
2	知財総合支援窓口 47都道府県に設置されている知財に関する悩みをワンストップで受け付ける相談窓口	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
3	J-PlatPat 国内外の特許等が検索可能なデータベース	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
4	特許料・審査請求料の減免 一定の要件の下、特許料・審査請求料の軽減が受けられる制度	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
5	外国出願補助金 外国出願に要する費用の助成制度（平成30年度は、ジェトロ等にて実施）	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
6	特許情報分析活用支援 パテントマップ等による自社技術に関する特許情報の分析や先行技術調査・分析に係る費用の補助制度	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
7	出張面接・テレビ面接 審査官が出張あるいはテレビ面接システムを用いて実施する出願人との面接制度	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
8	早期審査 一定の要件の下、通常に比べて審査を早く行う制度	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
9	知財ビジネス評価書 金融機関に対し、顧客中小企業に関する知財や技術力に関する評価書を作成し、知財に着目した融資や本業支援を行うことを支援する制度（平成30年度は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社で実施）	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			
10	海外知的財産プロデューサー 企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する専門家による相談制度	1 · 2 · 3			1 · 2 · 3 · 4			

施 策 No	施策名	①認知度			②満足度			
		1 知 ら な い	2 知 つ て い る が	3 利 用 し た こ と は な い	1 不 満	2 や や 不 満	3 概 ね 満 足	4 満 足
11	模倣品対策支援 海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等の助成制度（平成30年度は、ジェトロにて実施）	1・2・3			1・2・3・4			
12	冒認商標無効・取消係争支援 異議申立、無効審判請求、取消審判請求など冒認商標を取り消すために係る費用の助成制度（平成30年度は、ジェトロにて実施）	1・2・3			1・2・3・4			
13	防衛型侵害対策支援 海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用を助成する制度（平成30年度は、ジェトロにて実施）	1・2・3			1・2・3・4			
14	海外知財訴訟費用保険 海外で知財係争に巻き込まれるリスク対策として海外知財訴訟費用保険の掛金の一部を補助する制度（平成30年度は、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業を対象として実施。（保険会社：損害保険ジャパン日本興亜、東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険））	1・2・3			1・2・3・4			
15	日本発知財活用ビジネス化支援（JIP） 知財を活用した海外でのビジネス展開を支援する制度（平成30年度は、ジェトロにて実施）	1・2・3			1・2・3・4			
16	知的財産権制度説明会（初心者向け） 特許庁の産業財産権専門官等が知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等をわかりやすく説明。	1・2・3			1・2・3・4			
17	知的財産権制度説明会（実務者向け） 知的財産権の業務に携わる実務者を対象に、実務上必要な知識の習得を目的とした説明会。	1・2・3			1・2・3・4			

Q26 【ご回答は任意です】

(上記Q25の各施策の「①認知度」について、「2：知っているが利用したことはない」を選択した方)

差し支えなければ施策を利用していない理由を教えてください。施策Noも併せて記載をお願いします。

Q27【ご回答は任意です】

(上記Q25の各施策の「②満足度」に回答いただいた方)

差支えなければその回答を選択した理由を教えてください。施策 No も併せて記載をお願いします。

Q28 知財総合支援窓口への相談のご希望について（ご希望の方のみご記入ください。）

知的財産や特許庁支援施策に関する相談のご希望がございましたら、お近くの知財総合支援窓口から後日連絡させていただきます。ご希望の相談内容について、以下の番号に○印をご記入ください。（いくつでも）
なお、相談は無料です。

希望する相談内容
1. 出願に関する相談
2. 知財管理体制の整備（社内規定・ノウハウ等）
3. 事業における知財活用（模倣品対策・ライセンス契約等）
4. 海外展開
5. デザイン・ブランド戦略
6. 特許庁の施策について。Q25 の1～17の施策について、該当する番号を記載してください。（複数可）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7. その他（ ）

ご協力ありがとうございました。